

ほごしゃ  
保護者のみなさんへ

おおさかしりつひらのしょうがっこう  
大阪市立平野小学校

がっこうちょう  
学校長

## がっこうあんしん 「学校安心ルール」について

おおさかしきょういくいいんかい  
大阪市教育委員会では、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的に「学校安心ルール」(スタンダードモデル)が策定されました。

ほんこう  
本校では、教育委員会から示された「学校安心ルール」をもとに、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる「より良い学校」をめざして取り組むことができるよう「学校安心ルール」の検討を行い、成案をめざしてまいりました。

ほんこう  
本校の学校目標である「何事に対してもあきらめずに挑戦し、豊かな人権感覚を持ち、社会に貢献する子の育成」の実現に向けて、掲載しております本校の「学校安心ルール」をベースに、引き続き取り組みを進めてまいります。

どうか、趣旨をご理解いただき、より一層、本校の教育活動へのご理解とご支援・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

# がっこうあんしん 「学校安心ルール」 (ひらのしょうがっこう (平野小学校))

## <基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会(学校)」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

たいおう 対応	がくしゅう 学習の時に	ほか 他の子に対して	せんせい 先生に対して	その他のルールとして	がっこうとう 学校等が行うことができる対応
だんかい 段階	きほんてき 基本的な	うそ 嘘をつかない	まも ルールを守る	ひと 人に親切にする	べんきょう 勉強する
だんかい 第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>からかう、ひやかす</li> <li>無視する</li> <li>物をかかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導を素直に聞かない</li> <li>指導を無視する</li> <li>からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切にしない</li> <li>自分の机等に落書きする</li> <li>学校の物をかかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>場合によっては家庭連絡</li> <li>個別指導</li> <li>自己を振り返る活動</li> </ul>
だんかい 第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業のじゃまをする</li> <li>授業に関係のない話を</li> <li>授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間はずれにする</li> <li>悪口、かげ口を言う</li> <li>こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導に対して反抗する</li> <li>挑発的な態度をとる</li> <li>バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の物をこわす</li> <li>夜中に出歩き徘徊する</li> <li>カードやゲーム等で賭けごとをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で注意</li> <li>家庭連絡</li> <li>複数の教職員による個別指導</li> <li>数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
だんかい 第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業中、故意に妨害をする</li> <li>テストのじゃまやカンニングを繰り返す</li> <li>学校をさぼり校外にたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いやがることを無理やりさせる</li> <li>暴力をふるう(プロレス技をかけるなども)</li> <li>物を故意にこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導に対して激しく反抗する</li> <li>こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭連絡</li> <li>一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>関係諸機関(警察・子ども相談センター)と連携し、学校内で指導を行う。</li> <li>状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				